# 空き家所有者の皆様へ 空き家の適正管理をお願いします

### 1. 空き家がなぜ問題になるのか

空き家は個人の財産であり、その管理は空き家の所有者等が行わなければなりません。

近年、管理の行き届かない空き家が増加しており、台風や 地震などの際に部材の落下や飛散など周辺への危害が懸念 されています。

また空き家の適正管理を怠った場合には敷地に樹木や雑草が繁茂して生活衛生上問題になることや、不法侵入や火災の発生など防災・防犯上の問題にもつながります。



## 2. 空き家の管理は所有者等の責任です



所有する土地、建物が原因で他に被害を与えた場合は、その所有者や管理者、占有者が責任を負うことが定められていて、何らかの問題が発生した場合には、当事者間での解決が基本となります。

所有者等は、隣の家屋や道路など周辺への支障がないように定期的に見まわるなど十分注意することが必要です。

※民法717 条 土地の工作物の設置又は保存に瑕疵があることによって他人に損害を生じさせたときは、その工作物の占有者は、被害者に対してその損害を賠償する責任を負う。ただし、占有者が損害の発生を防止する

のに必要な注意をしたときは、所有者がその損害を賠償しなければならない。

#### 3. 空き家の将来を考えましょう

現在、きちんと管理されている空き家も、将来にわたって管理することは困難です。所有者の死後、相続手続きが複雑となり、空き家が放置される事例も多いようです。

思い出のあるお家は手放しにくいと思いますが、空き 家の将来のことも考え、貸家としての活用や、中古住宅 として売却するなど積極的な利活用をご検討ください。 空き家をまち全体の資産として考えていただき、市場に



流通させていくことがまちの活力の維持と次世代への継承につながります。

皆様のご理解とご協力で安全安心な生活環境を守っていきましょう。

# 公益社団法人徳島県宅地建物取引業協会